

固定資産税 都市計画税

固定資産税・都市計画税の納税通知書を発送します。
納期限までに納付してください。
固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在で、土地、家屋、償却資産(固定資産)を所有している人に課税される税金です。

固定資産税を納める人(納税義務者)とは、原則として賦課期日現在の固定資産の所有者です。

したがって、年の途中、売買などで所有者が変わっても、賦課期日現在の所有者が納税義務者です。

また、所有者が賦課期日前に死亡している場合などには、賦課期日で固定資産を現に所有している人(相続人など)が納税義務者となります。

都市計画税とは、下水道、街路、公園の整備など、都市計画法や土地区画整理法に基づく事業を推進するための費用に充てる目的税で、固定資産税と併せて納めてもらうものです。

免税点

市内において同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの固定資産税課税標準額の合計額が次の場合、固定資産税・都市計画税は課税されません。

▽土地：30万円未満▽家屋：20万円未満▽償却資産：150万円未満
納期限 ▽第1期：5月31日(火)▽第2期：8月1日(月)▽第3期：9月30日(金)▽第4期：11月30日(水)

2期：8月1日(月)▽第3期：9月30日(金)▽第4期：11月30日(水)

減免制度

次のいずれかに該当する固定資産は固定資産税・都市計画税が減額または免除される場合があります。

▽生活保護法の規定による扶助を受けている人が所有する固定資産
▽不慮の災害で納税できなくなった人が所有する固定資産
▽災害などで使用することができなくなった固定資産

該当する固定資産の所有者は、減免申請書に必要書類を添えて、所定の期限内に課税課資産税担当へ提出してください。

審査請求および審査申出

固定資産税・都市計画税の賦課について不服があるときは、市長に審査請求をすることができます。また、固定資産の価格(評価額)に関して不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。いずれも納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内です。

問 課税課資産税担当
TEL 06・6992・1474

市税のコンビニ収納・スマホ決済

個人市民税・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)の納付書は、コンビニエンス

ストアでも収納が可能です。

コンビニエンスストアでは、次の納付書は取り扱いできません。納付は、現金のみの取り扱いになります。

▽納期限が過ぎたもの
▽金額を訂正したもの
▽1枚の納付書の納付額が30万円を超えるもの

また、いつでもどこでも簡単に市税が納付できるスマホ決済アプリ「サード」も取り扱っています。詳細は市のホームページをご覧ください。

なお、災害や病気、事業の廃止など特別な事情により市税の納付が困難な場合は納税の猶予や分割納付の相談を受け付けています。

問 納税課
TEL 06・6992・1851、1854

新型コロナウイルスの影響により徴収猶予の特例を受けられた人へ

猶予期限は既に経過しています。

未納があれば直ちに納付してください。納付がない場合は、財産の差押えなど滞納処分の対象となります。

なお、納付困難な場合は納税課へ連絡してください。

問 納税課
TEL 06・6992・1852、1854

放置自転車の引き取り

自転車の撤去は土・日、祝日も実施しています。

【3月撤去分】

保管期間 移送の告示日から1カ月
処分日 5月14日(土)

心当たりのある人は、早急に放置自転車大日保管所へお越しください。

TEL 06・6902・2340

返還時間 毎日午前10時～午後7時(ただし、年末年始の12月29日～1月3日を除く)

住所、氏名が確認できるもの、鍵、移送保管料(自転車2500円、原動機付自転車4千円)

注 移送日の前日までに警察署に盗難届が提出されているときは免除対象

問 都市・交通計画課
TEL 06・6992・1694



郵便による国民健康保険料の減免申請の受け付け

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和4年度の国民健康保険料の減免申請については、原則として郵便で受け付けを行います。

所得が著しく減少した場合など、納付が困難な人は、まずは電話で保険課に相談してください。

問 保険課

TEL 06・6992・1545

国民健康保険 人間ドック・脳ドック受診費用の助成

国民健康保険の被保険者が人間ドック・脳ドックを受診した場合、一定額を限度として、受診費用を助成していただきます。

助成を受けるには申請が必要です

で、必要書類を持参の上、保険課までお越しください。

【人間ドックの受診費用の助成】

対 令和4年4月1日～令和5年3月31日に人間ドックを受診し、次のいずれにも該当する人

- ①人間ドック受診日において、守口市国民健康保険の被保険者であり、かつ今年度中に40歳以上になること
- ②今年度を実施する市民総合(特定)健康診査を受診していないこと
- ③過年度の保険料を完納または納付誓約を履行していること

注 助成額の上限2万円

持 被保険者証、振込先の口座情報がわかるもの、領収書、検査結果通知書、問 診票

【脳ドックの受診費用の助成】

対 令和4年4月1日～令和5年3月31日に脳ドックを受診し、次のいずれにも該当する人

市民無料法律相談(5月分)



オンラインでの予約が簡単→

祝日、休日の受付・相談はありません。

秘密厳守・無料

同一内容の相談は原則1回

場 市役所1階市民相談室101・102

問 魅力創造発信課

TEL 06-6992-1353, 1356

※ 相談日の1週間前(休日のときは翌開庁日)9:00から電話受付

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など

▼弁護士※ 1人30分・先着14人

毎週木曜日13:00～16:30

▼司法書士※ 1人30分・先着8人

第2・3・4火曜日13:00～15:00

登記相談・・・相続・贈与などの登記

▼司法書士※ 1人30分・先着4人

第2水曜日13:00～15:00

税務相談・・・相続・所得・贈与税など

▼税理士※ 1人30分・先着6人

第2金曜日13:00～16:00

行政書士相談・・・成年後見・各種契約書の作成など

▼行政書士※ 1人30分・先着6人

第1火曜日13:00～16:00

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動産の活用など

▼宅地建物取引士※

(1人30分・先着6人)

第1火曜日13:00～16:00

行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など

▼行政相談委員 前日までに

第4火曜日10:00～12:00

備 相談員が親身に市民の相談をお受けします。